

屋外体育施設使用料の払戻し（還付）について

（１）降雨等による還付

屋外体育施設の使用時、降雨など天候の事由により施設の使用ができなくなった際の払戻しルールは、以下のとおりです。

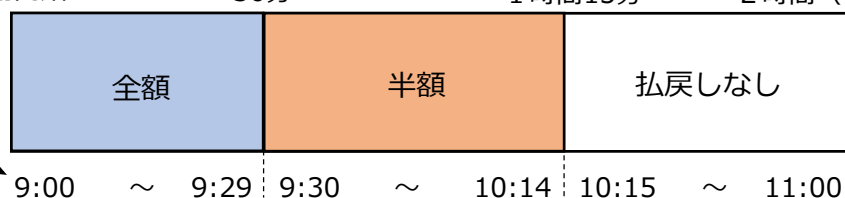


・使用開始後30分を経過する前までに、降雨等により施設の使用ができなくなったとき	全額
・使用開始後30分以降1時間15分を経過する前までに、降雨等により施設の使用ができなくなったとき	半額

※使用開始後1時間15分以後については、使用料の払戻しはありません。

使用開始 30分 1時間15分 2時間（使用終了）

（例）
使用区分が
午前9～11時の場合



（２）日没による還付

冬期について、日没時間が早まることでボールが見えにくくなる等、施設の使用ができなくなった場合、以下の期間と使用区分についてのみ、使用料の払戻しができます。

【期 間】 11月1日～翌年1月31日

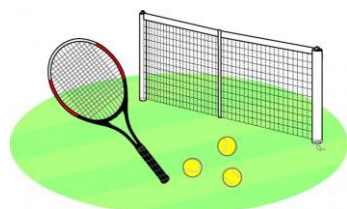
【使用区分】 午後3時～5時の使用区分で、午後4時15分までに使用場所の片付けを済ませ、現場管理員へ使用中止の旨を申し出た場合

【還 付 額】 使用料の半額

【注 意 点】

①、②どちらとも、

- ★利用の当日、必ず、施設管理員へ「使用ができない旨」の申出を行ってください。管理員への申出がなくお帰りになられた場合は、払戻しができません（降雨など天候の事由で、施設側より使用の中止をお願いする場合は、この限りではありません）。
- ★払戻しの手続きについては、後日、市民スポーツセンターにて行ってください。



【問合せ】

市民スポーツセンター

042-326-2211

国分寺市スポーツ振興課

042-325-0111（内線278）